

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成 2 3 年高松市病院局公告第 5 号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和 8 年 8 月 1 日以後に入札手続きを開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続きを開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和 8 年 8 月 1 日

高松市病院事業管理者 和田 大助

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
高松市病院局告示第 5 号 公 告 高松市病院局が発注する建設工事（高松市財政局契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市病院事業会計規程（平成 2 3 年高松市病院局管理規程第 3 4 号）第 7 2 条において準用する高松市契約規則（昭和 3 9 年高松市規則第 3 6 号。以下「契約規則」という。）第 6 条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。	高松市病院局告示第 5 号 公 告 高松市病院局が発注する建設工事（高松市財政局契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市病院事業会計規程（平成 2 3 年高松市病院局管理規程第 3 4 号）第 7 2 条において準用する高松市契約規則（昭和 3 9 年高松市規則第 3 6 号。以下「契約規則」という。）第 6 条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。

平成 23 年 12 月 28 日

平成 23 年 12 月 28 日

改正 平成 24 年 8 月 1 日〔高松市病院局告示第 6 号〕（同日
（12(19)に係る部分は、同年 9 月 1 日）以降公表分につ
いて適用）

改正 平成 24 年 12 月 20 日〔高松市病院局告示第 10 号〕
（同日以降公表分について適用）

改正 平成 25 年 7 月 1 日〔高松市病院局告示第 8 号〕（同日
以降公表分について適用）

改正 平成 25 年 10 月 28 日〔高松市病院局告示第 14 号〕
（同日以降公表分について適用）

改正 平成 26 年 5 月 20 日〔高松市病院局告示第 8 号〕（同
日以降公表分について適用）

改正 平成 26 年 10 月 6 日〔高松市病院局告示第 11 号〕
（同日以降公表分について適用）

改正 平成 27 年 4 月 1 日〔高松市病院局告示第 7 号〕（同日
以降公表分について適用）

改正 平成 28 年 6 月 21 日〔高松市病院局告示第 4 号〕（同
日以降公表分について適用）

改正 平成 29 年 4 月 1 日〔高松市病院局告示第 4 号〕（同日
以降公表分について適用）

改正 平成 30 年 4 月 1 日〔高松市病院局告示第 11 号〕（同
日以降公表分について適用）

改正 平成 31 年 4 月 1 日〔高松市病院局告示第 2 号〕（同日
以降公表分について適用）

改正 令和 8 年 8 月 1 日〔高松市病院局告示第 1 号〕（同日以降公表分について適用）

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

1 2 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) (2)に規定する入札に参加する者に必要な資格を満たさない者又は 1 7 (5)による入札参加資格の確認を得ない者は、入札に参加することができない。

(2)～(14) 略

(15) 他の案件との関係での応札・落札の制限の細項目においては、次に定めるところによる。

ア 略

イ 「同一敷地内案件重複受注禁止」及びこれらの文字の右側の敷地の表示の意義は、当該敷地内で次の工事について当該建設工事公告で定める入札書提出期限日において元請として

改正 令和 2 年 1 0 月 3 0 日〔高松市病院局告示第 7 号〕（令和 2 年 1 1 月 1 日以降公表分について適用）

改正 令和 3 年 6 月 1 日〔高松市病院局告示第 4 号〕（同日以降公表分について適用）

改正 令和 4 年 7 月 1 日〔高松市病院局告示第 4 号〕（同日以降公表分について適用）

改正 令和 5 年 4 月 1 日〔高松市病院局告示第 1 0 号〕（同日以降公表分について適用）

【新設】

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

1 2 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) (2)に規定する入札に参加する者に必要な資格を満たさない者又は 1 7 (5)による入札参加資格の確認を得ない者は、入札に参加することができない。

(2)～(14) 略

(15) 他の案件との関係での応札・落札の制限の細項目においては、次に定めるところによる。

ア 略

イ 「同一敷地内案件重複受注禁止」及びこれらの文字の右側の敷地の表示の意義は、当該敷地内で次の工事について当該建設工事公告で定める入札書提出期限日において元請として

の受注（仮契約していること又は落札候補者若しくは落札者となっていることを含む。以下このイにおいて「同一敷地内案件受注」という。）をしていない者でなければならないことである。したがって、同一敷地内案件受注をしている者（共同企業体の構成員による場合を含む。）は、単体企業又は共同企業体の構成員として応募することができない。

（ア） 高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した_____工事（随意契約に係るものを除く。（イ）において「対象工事」という。）

（イ） 高松市病院局が発注した対象工事

ウ・エ 略

(16)～(19) 略

(20) 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事（建設業法の29業種区分による。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。施工中に香川県広域水道企業団に移管された工事を除く。）を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

の受注（仮契約していること又は落札候補者若しくは落札者となっていることを含む。以下このイにおいて「同一敷地内案件受注」という。）をしていない者でなければならないことである。したがって、同一敷地内案件受注をしている者（共同企業体の構成員による場合を含む。）は、単体企業又は共同企業体の構成員として応募することができない。

（ア） 高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した予定価格130万円を超える工事（随意契約に係るものを除く。（イ）において「対象工事」という。）

（イ） 高松市病院局が発注した対象工事

ウ・エ 略

(16)～(19) 略

(20) 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事（建設業法の29業種区分による。ただし、解体工事にあつては、公告その他の契約の申込みの誘引を平成31年3月31日以前に行ったとび・土工・コンクリート工事を含む。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。施工中に香川県広域水道企業団に移管された工事を除く。）を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

1 4 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1) 入札書等の提出の項目及びこの 1 4 における用語の意義は、次のとおりとする。

ア～エ 略

オ 「追加資料」とは、エ(ア)に掲げる確認資料に係るものにあつては、入札に参加することができる者の区分に応じ次のとおりとする。

(ア) 単体企業 エ(ア)に掲げる確認資料に記載した内容（営業所（建設業法第 3 条第 1 項の営業所をいう。）につき高松市病院局入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第 4 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に規定する申告がなされていること、及び入札、契約の締結等の権限の委任を含む。（イ）及び（ウ）において同じ。）を確認することができる書類であつて、当該建設工事公告において、次の区分により表示するものをいう。

a 略

b 配置予定技術者審査用書類（資格関係）（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、監理技術者補佐については監理技術者補佐資格を有することを証する書面、主任技術者については法令による免許を証する書類（合格証等（建設業法第 2 7 条第 1 項に規定する技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後 6 月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。））

1 4 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1) 入札書等の提出の項目及びこの 1 4 における用語の意義は、次のとおりとする。

ア～エ 略

オ 「追加資料」とは、エ(ア)に掲げる確認資料に係るものにあつては、入札に参加することができる者の区分に応じ次のとおりとする。

(ア) 単体企業 エ(ア)に掲げる確認資料に記載した内容（営業所（建設業法第 3 条第 1 項の営業所をいう。）につき高松市病院局入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第 4 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に規定する申告がなされていること、及び入札、契約の締結等の権限の委任を含む。（イ）及び（ウ）において同じ。）を確認することができる書類であつて、当該建設工事公告において、次の区分により表示するものをいう。

a 略

b 配置予定技術者審査用書類（資格関係）（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、監理技術者補佐については監理技術者補佐資格を有することを証する書面、主任技術者については法令による免許を証する書類（合格証等（建設業法第 2 7 条第 1 項に規定する技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後 6 月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。））

又は実務経験証明書をいい、当該配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と重複する場合に、請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上となるときは、契約締結日までに当該工事に当該配置予定技術者を専任配置することができる旨を誓約する書面の添付を要する。）

c 略

d 委任状（営業所への委任）（建設業法で定める営業所（入札参加資格審査申請の際に委任状を提出していない営業所に限る。）からの入札参加資格確認申請の場合に当該入札、契約の締結等の権限について委任がなされている旨を明らかにしたものをいう。）

e 略

f 主任技術者兼務届（請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上となる場合（監理技術者の配置を要する場合を除く。）において、配置予定技術者が携わっている工事の工期と、当該建設工事公告に係る工事の工期とに重複する期間があるときに、提出を求める主任技術者兼務届をいう。（イ）fにおいて同じ。）

g 略

（イ）・（ウ） 略

カ 略

又は実務経験証明書をいい、当該配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と重複する場合に、請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上となるときは、契約締結日までに当該工事に当該配置予定技術者を専任配置することができる旨を誓約する書面の添付を要する。）

c 略

d 委任状（営業所への委任）（建設業法で定める営業所からの入札参加資格確認申請の場合に当該入札、契約の締結等の権限について委任がなされている旨を明らかにしたものをいう。）

e 略

f 主任技術者兼務届（請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上となる場合（監理技術者の配置を要する場合を除く。）において、配置予定技術者が携わっている工事の工期と、当該建設工事公告に係る工事の工期とに重複する期間があるときに、提出を求める主任技術者兼務届をいう。（イ）fにおいて同じ。）

g 略

（イ）・（ウ） 略

カ 略

(2)～(13) 略

2 3 補則

(1)～(5) 略

(6) 次のいずれかに該当する場合（17(4)による調査を実施した案件において、次順位者が落札候補者となった場合を除く。）には、不正又は不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市病院局指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 落札候補者となったにもかかわらず、17(3)による追加資料の提出をしないとき。

イ [削除]

ウ [削除]

エ 17(6)による管理者の依頼に対し落札候補者が主張理由についての書面を提出しなかったとき。

オ [削除]

(2)～(13) 略

2 3 補則

(1)～(5) 略

(6) 次のいずれかに該当する場合（17(4)による調査を実施した案件において、次順位者が落札候補者となった場合を除く。）には、不正又は不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市病院局指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。ただし、ウの初回該当（過去2年以内に該当行為がないときは、初回該当とみなす。）については、この限りでない。

ア 落札候補者となったにもかかわらず、17(3)による追加資料の提出をしないとき。

イ 落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に17(5)の審査において入札参加資格が認められなかったとき。

ウ 17(6)の書面による手続に至る前に、落札候補者が確認資料又は追加資料の錯誤、内容の誤り等による入札の無効を認めたとき。

エ 17(6)による管理者の依頼に対し落札候補者が主張理由についての書面を提出しなかったとき。

オ 17(5)の審査において施工実績等の要件に係る入札参加資格が認められなかった場合において、当該工事を施工する者に通常求められる技能及び知識の水準に照らし落札候補者

(7)～(13) 略

別表 1

区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、 <u>地方税共同機構</u> 、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本

の説明が妥当性を欠いているとき。

(7)～(13) 略

別表 1

区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会

	放送協会		
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）	<u>地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人</u>	<u>公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに旅客鉄道株</u>	

	<u>人 J K A（平成十九年八月二十三日に財団法人 J K A という名称で設立された法人をいう。）</u>			
--	--	--	--	--

備考 略

注意 略

	<u>式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和 6 1 年法律第 8 8 号）第 1 条第 3 項に規定する会社</u>			
--	--	--	--	--

備考 略

注意 略

別表第 2

提出主体 提出 時期 入札の区分	単体企業（個人又は法人）		特定建設工事共同企業体	
	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類

別表第 2

提出主体 提出 時期 入札の区分	単体企業（個人又は法人）		特定建設工事共同企業体	
	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類

①	価格競争	・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料） ・発注工種雇用技術者確認資料※1	・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・備考2に掲げる書類※2 ・主任技術者兼務届※3	・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料） ・発注工種雇用技術者確認資料※1	・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・備考2に掲げる書類※2 ・委任状（JV代表者への委任） ・経営規模
		・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料） ・発注工種雇用技術者確認資料※1	・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・備考2に掲げる書類※2 ・主任技術者兼務届※3	・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料） ・発注工種雇用技術者確認資料※1	・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・備考2に掲げる書類※2 ・委任状（JV代表者への委任） ・経営規模

				・委任状 （営業所への委任）※3 ・営業証明書※4 ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	・委任状 （営業所への委任）※3 ・営業証明書※4 ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4						
----------------------	--	--	--	--	--	--	--

				・委任状 （営業所への委任）※3 ・営業証明書※4 ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4			
--	--	--	--	--	--	--	--

等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	・委任状 （営業所への委任）※3 ・営業証明書※4 ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4						
----------------------	--	--	--	--	--	--	--

総合評価の場合に①に	・総合評価Ⅰ型（施工計画（土木）採用） ・総合評価Ⅰ型（施工計画（建築）採用） ・総合評価Ⅰ型（施工計画（設備）採用）	・技術提案書※5 ・施工計画書※5 ・施工実績・技術者申告書※5 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）		・技術提案書※5 ・施工計画書※5 ・施工実績・技術者申告書※5 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照	
------------	---	---	--	---	--

総合評価の場合に①に	・総合評価Ⅰ型（施工計画（土木）採用） ・総合評価Ⅰ型（施工計画（建築）採用） ・総合評価Ⅰ型（施工計画（設備）採用）	・技術提案書 ・施工計画書 ・施工実績・技術者申告書 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5		・技術提案書 ・施工計画書 ・施工実績・技術者申告書 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6	
------------	---	---	--	---	--

加えて提出する書類		※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6		会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6	
-----------	--	--	--	--	--

加えて提出する書類		・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6		・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6	
-----------	--	--	--	------------------------------------	--

	総合評価Ⅰ 型（施工計画不採用）	・施工実績・技術者申告書※<u>5</u> ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員	・施工実績・技術者申告書※<u>5</u> ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同
--	---------------------	--	---

	総合評価Ⅰ 型（施工計画不採用）	・施工実績・技術者申告書 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会	・施工実績・技術者申告書 ・「登録基幹技能者の活用」申告書※5 ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会
--	---------------------	--	--

		員数照会 同意書※ 6 ・所有建物 に係る照 会同意書 ※7 ・「市内企 業の活用」申告 書※6		意書※7 ・「市内企業 の活用」申告 書※6	
	総合評価 Ⅱ型	・「災害時 の活動体制」申告 書※5 ・加入等証明 書（締結団体等 用）又は（連携 団体等用）※5		・「災害時の 活動体制」申告 書※5 ・加入等証明 書（締結団体等 用）又は（連携 団体等用）※5	

備考

		同意書※ 6 ・所有建物 に係る照 会同意書 ※7 ・「市内企 業の活用」申告 書※6		意書※7 ・「市内企業 の活用」申告 書※6	
	総合評価 Ⅱ型	・「災害時 の活動体制」申告 書※5 ・加入等証明 書（締結団体等 用）又は（連携 団体等用）※5		・「災害時の 活動体制」申告 書※5 ・加入等証明 書（締結団体等 用）又は（連携 団体等用）※5	

備考

- 1 施工実績・技術者申告書及び「災害時の活動体制」申告書については、これらの書類について証明書類の写し等の添付を要する場合にあっては、当該証明書類の写し等を含む。
- 2 ※2「営業所の所在地要件」の細目において「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とされた案件については、※1の書類の添付と14(1)カ(ア)から(エ)までに掲げる書類を提出する必要がある。ただし、直近2年度における特別徴収通知書登載者の数が指定技術者数以上である場合は、14(1)カ(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。
- 3 ※3を付した書類は、該当の場合のみ提出の必要がある。
- 4 ※4を付した書類は、市内企業又は準市内企業であって、直近の入札参加資格申請の際に営業証明書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出していないものが、提出の必要がある。
- 5 ※5を付した書類は、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。
- 6 ※6及び※7を付した書類は、市内企業のみが入札参加資格を有する案件以外において、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。ただし、登記事項証明書を提出して当該評価を受ける場合は、※7を付した書類の提出は不要である。

- 1 施工実績・技術者申告書及び「災害時の活動体制」申告書については、これらの書類について証明書類の写し等の添付を要する場合にあっては、当該証明書類の写し等を含む。
- 2 ※2「営業所の所在地要件」の細目において「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とされた案件については、※1の書類の添付と14(1)カ(ア)から(エ)までに掲げる書類を提出する必要がある。ただし、直近2年度における特別徴収通知書登載者の数が指定技術者数以上である場合は、14(1)カ(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。
- 3 ※3を付した書類は、該当の場合のみ提出の必要がある。
- 4 ※4を付した書類は、市内企業又は準市内企業であって、直近の入札参加資格申請の際に営業証明書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出していないものが、提出の必要がある。
- 5 ※5を付した書類は、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。
- 6 ※6及び※7を付した書類は、市内企業のみが入札参加資格を有する案件以外において、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。ただし、登記事項証明書を提出して当該評価を受ける場合は、※7を付した書類の提出は不要である。